### 重要事項説明書

### 1 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所なのはな	
所在地	三浦市初声町高円坊1040-2	
事業者指定番号	神奈川県 1472700812 号	
管理者 連絡先	居宅介護支援事業管理者 朝倉浩子 046-888-1677	
サービス提供地域	三浦市 横須賀市	

### 2 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	居宅介護支援の管理	1名(兼務)
介護支援専門員	居宅支援のケアプラン作成	1名

#### 3 営業時間

区分	月曜日 ~ 金曜日	土·日曜日、祭日
営業時間	9:00 ~ 17:00	休み

(注)年末年始(12月29日~1月3日)は休みとなります。

### 4 サービス利用料及び利用者負担金

- (1) 要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はございません。
  - ※ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合につき、 要介護に応じて別紙の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行い たします。このサービス提供証明書を後日、お住まいの市町村窓口に提出しますと、 全額払い戻しを受けられます。
- (2) 介護支援専門員がサービス提供地域に訪問・出張する場合、および通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合も、その旅費(実費)の支払いは不要です。

#### 5 居宅介護支援の内容

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正なケアプランを立案し、遂行されることを支援いたします。

居宅サービス計画の作成にあたってケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、ご利用者およびご家族から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能です。また、入院する必要が生じた場合には入院先医療機関との早期からの連携を図っていかれるよう、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関へお伝えください。

介護支援専門員(ケアマネジャー)が行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下の通りです。

### (1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	ご利用者宅を訪問し、ご利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、
7 277 21	課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調
	整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合い
	ます。
モニタリング	少なくとも1月に1回はご利用者と面接を行い、ご利用者の心身の状態や
	ケアプランの利用状況等について確認します。
<b>於</b> 什答理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健
給付管理	康保険団体連合会に提出します。
一 本 の	ご利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円
要介護認定の申請に係る援助	滑に行えるよう援助します。ご利用者が希望する場合、要介護認定の申
	請を代行します。
人进归贮长凯笠の	ご利用者が自宅での生活が困難になった場合やご利用者が介護保険施
介護保険施設等の  紹介	設等の入所を希望した場合、ご利用者に介護保険施設等に関する情報
本直ソビ	を提供します。

#### (2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及び長所・短所以下の通りです。

同意欄	説明
	ご利用者の状態が安定していること、テレビ電話装置等を介して意思疎通ができる
	(ご家族のサポートがある場合も含む)ことを前提として実施します。
	実施にあたっては主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
	2月に1回はご利用者の居宅を訪問して面接を行います。
	移動が不要である為、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
	訪問者を自宅に迎え入れない為、ご利用者の心理的負担が軽減されます。
	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
П	ご利用者の健康状態や住環境等については画面越しでは確認が難しいことから、
	サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

### (3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーはケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような 内容は業務範囲外となります。これらの要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を 紹介いたします。

・ 救急車への同乗
・ 入退院時の手続きや生活用品調達等の支援
居宅介護支援の業務範囲外の内容
・ 家事の代行業務
・ 直接の身体介護
・ 金銭管理

#### 6 虐待防止の為の措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、ご利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- ・ 虐待防止の為の対策を検討する委員会の開催
- ・ 高齢者虐待防止のための指針の整備
- 虐待防止研修の実施
- 虐待防止に関する担当者 : 朝倉浩子

#### 7 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、ご利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定すると共に、当該計画に沿った研修および訓練を実施します。

- 8 感染症の予防およびまん延の防止のための措置 感染症の発生およびまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。
- 感染委員会の開催
- ・ 感染症およびまん延防止のための指針の整備
- 感染症およびまん延防止のための研修および訓練の実施
- ・ 感染症およびまん延防止に関する担当者 : 朝倉浩子

#### 9 身体的拘束等の原則禁止

ご利用者または他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の 状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 10 相談窓口・苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援事業所なのはな	電話番号	046-888-1677
	FAX 番号	046-889-2401
	相談員(責任者)	朝倉浩子
	対応時間	9:00~17:00(FAX は24時間受付)

# ○ 公的機関においても苦情申し出等ができます。

	所在地	三浦市城山町1-1
一法十六些人类	電話番号	046-882-1111
三浦市高齢介護課 	FAX 番号	046-882-2836
	対応時間	8:30~17:15
	所在地	横須賀市小川町11
<b>供</b>	電話番号	046-822-8253
横須賀市介護保険課	FAX 番号	046-827-8845
	対応時間	8:30~17:00
神奈川県国民健康保険	所在地	横浜市西区楠町27-1
団体連合会(国保連)	電話番号	045-329-3447
·介護苦情相談係	利用時間	8:30~17:15

## 7 当事業所の概要

名称·法人種別	医療法人財団青山会
代表者名	理事長 高屋 淳彦
本社所在地	三浦市初声町高円坊1040-2
電話番号	046-888-4625
FAX 番号	046-888-6627
業務の概要	介護保険法に基づく居宅支援業務

【 令和6年4月1日改定 】